

# ○山梨県警察個人情報等管理要領の制定について

〔 令和 5 年 4 月 2 4 日 〕  
〔 例規甲（務企）第 1 0 号 〕

## 山梨県警察個人情報等管理要領

### 第 1 章

#### 第 1 目的

この要領は、山梨県警察が保有する個人情報等の管理について必要な事項を定めることにより、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「番号利用法」という。）の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

#### 第 2 定義

この要領における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいい、死亡した者の個人番号を含む。
- (2) 保有個人情報 法第 6 0 条第 1 項に規定する保有個人情報をいい、死亡した者の個人番号を含む。
- (3) 個人情報ファイル 法第 6 0 条第 2 項に規定する個人情報ファイルをいう。
- (4) 本人 法第 2 条第 4 項に規定する本人をいう。
- (5) 行政機関等匿名加工情報 法第 1 0 7 条第 1 項に規定する行政機関等匿名加工情報をいう。
- (6) 行政機関等匿名加工情報ファイル 法第 6 0 条第 4 項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルをいう。
- (7) 個人関連情報 法第 2 条第 7 項に規定する個人関連情報をいう。
- (8) 個人情報等 個人情報、仮名加工情報（法第 7 3 条第 1 項に規定する仮名加工情報をいう。（9）において同じ。）、行政機関等匿名加工情報等（法第 1 1 9 条第 2 項に規定する行政機関等匿名加工情報等をいう。（9）において同じ。）、匿名加工情報（法第 1 2 1 条第 1 項に規定する匿名加工情報をいう。（9）において同じ。）及び個人関連情報をいう。
- (9) 保有個人情報等 保有個人情報、仮名加工情報、行政機関等匿名加工情報等、匿名加工情報及び個人関連情報をいう。
- (10) 行政文書 山梨県情報公開条例（平成 1 1 年山梨県条例第 5 4 号）第 2 条第 2 項に規定する行政文書をいう。
- (11) 個人番号 番号利用法第 2 条第 8 項に規定する個人番号をいう。

- (12) 特定個人情報 番号利用法第2条第8項に規定する特定個人情報をいい、死亡した者の個人番号を含む。
- (13) 個人番号関係事務 番号利用法第2条第11項に規定する個人番号関係事務をいう。
- (14) 所属 警察本部の課、所及び隊、警察学校並びに警察署をいう。

## 第2章 保有個人情報等の管理体制

### 第1 総括個人情報等管理者

- 1 山梨県警察に、総括個人情報等管理者を置き、警務部長をもって充てる。
- 2 総括個人情報等管理者は、次に掲げる事務を行う。
  - (1) 保有個人情報等の管理に関する規程類の整備に関すること。
  - (2) 保有個人情報等の管理に関する事務の指導監督に関すること。
  - (3) その他保有個人情報等の管理に関する事務の総括に関すること。
- 3 総括個人情報等管理者は、この要領による保有個人情報の管理の状況について、監査し、及び第2に定める個人情報等管理者から報告を求めることができる。

### 第2 個人情報等管理者

- 1 各所属に、個人情報等管理者を置き、当該所属の長をもって充てる。
- 2 個人情報等管理者は、次に掲げる事務を行う。
  - (1) 当該所属の保有する保有個人情報等の取扱いの制限に関すること。
  - (2) 保有個人情報管理簿及び行政機関等匿名加工情報管理簿の作成に関すること。
  - (3) その他当該所属における保有個人情報等の管理に関する事務の総括に関すること。
- 3 個人情報等管理者は、次に掲げる事項を特定個人情報等の取扱いに関する事務マニュアル（第1号様式）により指定するとともに、管理段階ごとに安全管理措置を定めるものとする。
  - (1) 個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う職員（以下「特定個人情報等取扱者」という。）並びにその役割
  - (2) 特定個人情報等取扱者が取り扱う特定個人情報等の範囲

### 第3 個人情報等管理担当者

- 1 各所属に個人情報等管理担当者（以下「担当者」という。）2人を置き、山梨県警察情報公開等検討委員会運用要領（平成30年3月14日付け、例規甲（務文一）第39号）に定める情報公開等担当者をもって充てる。
- 2 担当者は、個人情報等管理者の命を受け、この要領による当該所属の保有する保有個人情報等の適切な管理に必要な事務を行う。

### 第4 監査責任者

- 1 山梨県警察に、監査責任者を置き、警務部警務課長をもって充てる。

- 2 監査責任者は、保有個人情報等の管理の状況その他必要な事項について監査する任に当たる。

#### 第5 保有個人情報等の適切な管理のための会議

- 1 総括個人情報等管理者は、保有個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする会議を随時開催するものとする。
- 2 総括個人情報等管理者は、必要に応じて情報セキュリティその他保有個人情報等の適切な管理のために必要な事項について専門的な知識及び経験を有する者その他適当であると認める者に、1の会議への参加を求めるよう努めるものとする。

### 第3章 保有個人情報等の取扱い

#### 第1 教育研修

- 1 総括個人情報等管理者は、保有個人情報等の取扱いに従事する職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）に対し保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、保有個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他の事項を目的として必要な教育研修を実施するものとする。
- 2 総括個人情報等管理者は、個人情報等管理者及び個人情報等管理担当者に対し各所属における保有個人情報等の適切な管理のための教育研修を定期的実施するものとする。
- 3 個人情報等管理者は、所属の職員に対し保有個人情報等の適切な管理のために、総括個人情報等管理等の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

#### 第2 責務

職員は、法及び番号利用法の趣旨にのっとり、この要領並びに総括個人情報等管理者、個人情報等管理者及び個人情報等管理担当者の指示に従い、保有個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

#### 第3 取扱いの制限

- 1 個人情報等管理者は、職員がその業務の目的以外の目的で保有個人情報等を取り扱うことのないよう、教養の実施その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 個人情報等管理者は、保有個人情報等及びそれが記録されている行政文書について、その内容に応じ、次の事項を定めて職員に遵守させるものとする。
  - (1) 取り扱う権限を有する者の範囲及び当該権限の内容
  - (2) 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項
  - (3) 取り扱うことができる場所並びに特定個人情報及びそれが記録されている行政文書については、漏えいその他当該特定個人情報の管理に係る事故の発生を防止するために当該場所について講ずる物理的措置

(4) 保存すべき場所

(5) その他適正な取扱いを確保するために必要な制限に関する事項

#### 第4 複製等の制限

個人情報等管理者は、職員が業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、当該保有個人情報等の秘匿性、内容等に応じて、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定するものとする。この場合において、職員は、個人情報等管理者の指示に従い、当該行為を行うものとする。

(1) 保有個人情報等の複製又は送信

(2) 保有個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し

(3) その他保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

#### 第5 正確性の確保

職員は、保有個人情報等の内容が事実でないと認められたときは、その利用目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう、当該保有個人情報の訂正、追加又は削除をするものとする。

#### 第6 廃棄及び削除

1 個人情報等管理者は、保有個人情報等が記録されている行政文書を廃棄するときは、焼却その他漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

2 個人情報等管理者は、保有個人情報等が不要となったときは、遅滞なく、当該保有個人情報等を削除するものとする。この場合において、当該保有個人情報等が記録された行政文書を当該行政文書の保存期間が満了する前に廃棄する必要があるときは、山梨県警察の行政文書の管理に関する訓令（平成13年山梨県警察本部訓令第5号）第38条の規定に基づく手続をとること。

#### 第7 保有個人情報管理簿及び行政機関等匿名加工情報管理簿

1 個人情報等管理者は、保有個人情報の適切な管理のため必要と認めるときは、当該所属の保有する個人情報ファイルごとに、次に掲げる事項を記載した保有個人情報管理簿（第2号様式）を備えるものとする。

(1) 名称

(2) 利用に供される事務をつかさどる係の名称

(3) 利用の目的

(4) 記録される項目及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。）として記録される個人の範囲

(5) 記録される個人情報の収集方法

(6) 記録される個人情報を経常的に提供するときには、その提供先

(7) 保有開始の年月日

(8) 保存場所

(9) その他記録される保有個人情報の適切な管理のために必要な事項

2 個人情報等管理者は、行政機関等匿名加工情報の適切な管理のため必要と認めるときは、当該所属の保有する行政機関等匿名加工情報ファイルごとに、次に掲げる事項を記載した行政機関等匿名加工情報管理簿（第3号様式）を備えるものとする。

(1) 名称

(2) 利用に供される事務をつかさどる係の名称

(3) 利用の目的

(4) 記録される行政機関等匿名加工情報の本人の数及び行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目

(5) 法第116条第1項の提案をすることができる期間

(6) 保有開始の年月日

(7) 保存場所

(8) その他記録される行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために必要な事項

## 第8 外的環境の把握

個人情報等管理者は、保有個人情報等が、外国において取り扱われる場合、当該外国の個人情報等の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

## 第9 特定個人情報等の取扱い

1 特定個人情報等は、個人情報等管理者が当該所属の職員のうちから指名する特定個人情報等取扱者が取り扱うものとする。

2 特定個人情報等取扱者は、個人番号関係事務のため、職員、扶養親族その他の個人（以下「職員等」という。）に個人番号の提供を求めるときは、当該職員等に対し当該個人番号の利用目的をあらかじめ明示するものとする。

3 特定個人情報等取扱者は、特定個人情報等の取扱状況を定期に及び必要に応じ随時に分析等するための手段として、特定個人情報等の取得、利用、保管、削除及び廃棄等の取扱いの状況について、情報システムによる処理等により必要事項が情報システムに記録される場合を除き、特定個人情報等管理簿（第4号様式）を整備するものとする。

4 特定個人情報等取扱者は、個人番号関係事務を行うために提供を受けた特定個人情報を、当該個人番号関係事務の用に供する目的以外の目的のために利用してはならない。

5 1から4までに定めるもののほか、特定個人情報等の取扱いに関し必要な事項は、総括個人情報等管理者が定める。

## 第10 提供の際の措置

1 個人情報等管理者は、利用目的のために又は法第69条第2項第3号若しくは第

4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 提供先に対し提供に係る個人情報の利用の目的及び方法その他の必要な事項について記載した書面の交付を求めること。
  - (2) 提供先が提供に係る個人情報の適切な管理のために講じた措置の状況を確認するため調査すること。
  - (3) 提供先の利用目的及び保有個人情報の秘匿性等を考慮し、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずること。
- 2 個人情報等管理者は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、次の措置を講ずるものとする。
- (1) 提供先に対し提供に係る個人情報の利用の目的及び方法その他の必要な事項について記載した書面の交付を求めること。
  - (2) 提供先が提供に係る個人情報の適切な管理のために講じた措置の状況を確認するため調査すること。

#### 第11 業務の委託

保有個人情報等の取扱いに係る業務の全部又は一部を外部に委託するときは、個人情報を取り扱う事務の委託基準（令和5年3月28日付け、行管第3519号）によるものとする。

#### 第4章 雑則

#### 第1 事故発生時等の措置

- 1 職員は、保有個人情報等の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報等の安全の確保に係る事態（以下「漏えい等」という。）が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに、その旨を個人情報等管理者に報告するものとする。
- 2 個人情報等管理者は、1の報告を受けたときは、速やかに、漏えい等が生じた旨を総括個人情報等管理者に保有個人情報等の漏えい等報告書（第5号様式）により報告するとともに、その原因を調査するものとする。
- 3 個人情報等管理者は、漏えい等が法第68条第1項に規定する事態に該当すると判明したときは、直ちにその旨を総括個人情報等管理者に報告するとともに、同条第2項の規定による本人への通知に必要な措置を講ずるものとする。
- 4 総括個人情報等管理者は、3の報告を受けたときは、法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告をするものとする。
- 5 個人情報等管理者は、漏えい等が番号利用法第29条の4第1項に規定する事態に該当すると判明したときは、直ちにその旨を総括個人情報等管理者に報告すると

ともに、同条第2項の規定による本人への通知に必要な措置を講ずるものとする。

6 総括個人情報等管理者は、5の報告を受けたときは、法第29条の4第1項の規定による個人情報保護委員会への報告をするものとする。

7 3から6までに定めるもののほか、個人情報等管理者は、漏えい等の発生又は再発の防止に資するため、2の調査の結果に基づき、保有個人情報等の管理の方法の改善に必要な措置を講ずるとともに、当該調査の結果及び講じた措置の内容を総括個人情報等管理者に報告するものとする。

8 1から7までに定めるもののほか、個人情報等管理者は、法第113条（法第116条第2項において準用する場合を含む。）の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者（以下「契約締結者」という。）から、当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理に支障が生ずるおそれがある旨の報告を受けたときは、直ちにその旨を総括個人情報等管理者に報告するとともに、当該契約締結者が当該行政機関等匿名加工情報の管理の方法の改善のために講じた措置を確認し、総括個人情報等管理者に報告するものとする。

## 第2 補則

この要領に定めるもののほか、保有個人情報等の管理に関し必要な事項は、総括個人情報等管理者が別に定める。